「ねんきん定期便」の 経緯·活用·課題



保険・年金研究部門 中嶋 邦夫 nakasima@nli-research.co.jp

1----問題意識

ここ数年、年金記録問題が年金の話題の中心 になってきた。先日発足した民主党政権で、年 金記録問題を指摘した長妻議員が厚生労働大臣 に就任したのは、その象徴と言えるかもしれな

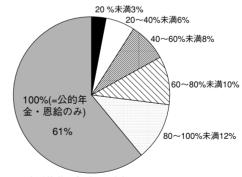
公的年金への加入記録を確認する方策の1つ に、「ねんきん特別便」(以下、特別便)や「ね んきん定期便 (以下、定期便) などの年金通知 がある。年金通知は、公的年金制度における政 府と加入者のコミュニケーション手段として 2000年頃から各国で導入されている。日本でも 2002年頃から検討されてきたが、年金記録問題 で一躍注目されるようになった。数年にわたる 検討を経て、2009年4月から定期便が本格開始 し、全加入者が毎年の誕生月に年金の加入記録 と見込額の情報を受け取れる体制が整備された。

その一方で、「社会保障カード」や「年金通 帳 など新たな動きが出てきており、情報提供 の手段が混乱してくる懸念がある。そこで本稿 では、日本における年金通知の経緯を振り返っ た上で、現行のねんきん定期便について解説し、 今後の課題を指摘したい。

2---年金通知の意義

そもそも、政府から各加入者に送られる年金 通知には、どのような意義があるのだろうか。 1つの意義は、加入者の生活設計のための情報 提供である。現在、高齢者世帯の収入の多くを 公的年金が占めていると同時に、公的年金だけ が収入源になっている高齢者が多い(図表-1)。 特に近年は、少子高齢化を背景に公的年金の縮 減が進んでいる。このような状況では、老後に 受け取れる公的年金が、いつからいくらもらえ るかを把握し、どの程度の私的準備が必要かを 考えることが重要だろう。これまで将来の年金 額は平均的な水準で考えられることが多かった が、実際には個人の加入状況などで変わるため、 個人ごとの金額を把握しておく必要がある。ま た、通知を受け取って確認することが、普段の 生活ではなかなかない、老後について考える機 会を提供するという意味もある。

[図表-1] 高齢者世帯における、公的年金・恩給 の総所得に占める割合の状況



(資料) 国民生活基礎調査 (2008年)

もう1つの意義は、公的年金制度への信頼を 高めることである。公的年金制度は保険という 助け合いの制度であり、かつ個人との関わりが 長期にわたる制度であるため、加入者からの信 頼が欠かせない(注1)。公的年金制度に関する情 報は、他の社会制度と同様に政府の広報やマス コミを通じて国民に伝えられているが、マスメ ディアからは主に事件が伝えられる傾向にある。

[図表-2] 公的年金の情報提供に関する経緯

	通知	照会応答
2001年度 以前		・「被保険者記録照会回答票」(全年齢) ・「年金見込額照会回答票」(58歳以上)
2002年度		・ホームページで年金額の簡易試算(全年齢)
2003年度	・「年金加入記録のお知らせ」送付開始(希望者には「年金見込額のお知らせ」を送付・58歳到達者)	・年金見込額の照会対象を55歳以上に拡大し、電話やインターネットによる受付も開始・年金電話相談センターを設置
2004年度	・「国民年金保険料の納付額のお知らせ」送付開始 (前年の納付者)	・年金見込額試算と年金加入記録を電子公文書で受 取可能に
2005年度	・印字済「裁定請求書」や「裁定請求の案内」の事前送付(60歳到達3ヵ月前)・「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・年金加入状況のお知らせ」の送付開始	・「ねんきんダイヤル」(全国統一電話番号)を開始 ・年金見込額の照会対象を50歳以上に拡大 ・インターネットによる「年金個人情報提供サービス」を開 始
2006年度	・「ねんきん定期便」(35歳向け・先行版)の送付開始	
2007年度	・「ねんきん特別便」(記録訂正候補者向け)の送付(「ねんきん定期便」の送付中断)	
2008年度	・「ねんきん特別便」(受給者向け)の送付 ・「ねんきん特別便」(加入者向け)の送付	
2009年度	・「ねんきん定期便」の本格開始(全加入者)	

(資料) 社会保険庁ホームページ (以下、特に記述がない場合は同じ)

また、第1の意義と重なるが、個人の納付状況 や年金見込額がわからないことが、加入者の不 安や不信を招いている可能性がある。政府が個 人ごとに発行する通知によって、そのような情 報不足を補ったり、記録の確認を政府と加入者 の間でやり取りすることでコミュニケーション がとれ、公的年金制度への信頼や加入の納得度 を高めることが期待される。

3---年金個人情報の提供に関する経緯

日本における年金個人情報の提供に関する経 緯は図表-2のとおりである。政府が加入者に 対して能動的・積極的に年金個人情報を提供す る「通知」は、2003年度まで存在しなかった。 2002年度以前は、自ら社会保険事務所に出向い て来た人にのみ受動的・消極的に情報提供する 「照会応答」の仕組みのみであり、そのうえ、年

金見込額は年金を受け取る直前にあたる58歳以 上でないと照会できなかった。また、ドットプ リンターなど当時の技術的な制約もあり、照会 して入手できる資料は語句が省略して印字され たもので、一般の加入者が簡単に理解できるも のではなかった (図表-3)。

[図表-3] 2002年度以前の年金個人情報資料



(注) この図表はイメージを把握するのために掲載した。詳細は出典を参 照されたい。

(資料) 石渡(2007) p.59,89より引用

2000年前後に、米国の「Social Security Statement | やスウェーデンの「オレンジ・レタ - 」などの年金個人情報の通知が始まり、若年 層も含めたほとんどの加入者に、加入履歴や年 金見込額などが政府から毎年通知されるように なった(注2)。日本では、2004年3月に58歳到達 者への「年金加入記録のお知らせ」が導入され、 年金個人情報の通知がスタートした。同時に、 年金見込額照会の受付が電話やインターネット に拡大され、従来のように社会保険事務所に出 向く必要がなくなった。また、通知される資料 が従来のものよりも親しみやすくなった(図 表一4)。しかし、年金見込額情報の提供対象 は、拡大されたとはいえ55歳以上にとどまった。 これは、1997年1年に導入された基礎年金番号 をもとにした年金個人情報の整理(名寄せ)が、 予算の制約などから、受給開始が近い世代から 順に実施されたためではないかと推察される。

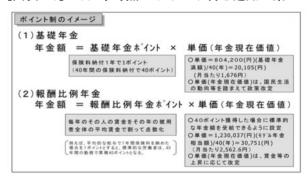
[図表-4] 2003年度に開始した通知



(注) この図表はイメージを把握するのために掲載した。詳細は社会保険 庁ホームページを参照されたい。

若年者も含めた全加入者向け年金通知の契機 となったのは、1990年代後半から広がった、若 者を中心とする公的年金制度への不信感や不安 感である。厚生労働省が2004年改正に向けて 2002年12月にまとめた「年金改革の骨格に関す る方向性と論点|(以下、厚生労働省(2002)) では、2004年改正の5つの基本的視点の第1に 「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対 する不安感、不信感を解消すること を、第4 に「現役世代が将来の自らの給付を実感できる 分かりやすい制度とすることしをあげている。 これらの視点にたった具体的な施策として、厚 生労働省(2002)では、「ポイント制の導入と年 金個人情報の通知」を提案した。当時考えられ たポイント制や通知のイメージは、図表-5の とおりである。ポイント制は、(a)ポイント増加 を通じて拠出実績や加入実績に応じた年金見込 額の増加がわかりやすい、(b)金額の算定式がわ かりやすい、などの理由でドイツのものを参考 に検討された。しかし、有識者などからは、も ともとポイントを基に年金額を算定するドイツ と異なり、もともと金額で算定されていた日本 にポイント制を持ち込むのはかえって分かりづ らいなどの意見があった。また、2005年10月に は、臼杵らが厚生労働科学研究費政策科学推進 研究事業の一環として、スウェーデンの年金通 知の作成に携わったAmelie Von Zweigbergk氏 を招聘し、社会保険庁などと意見交換を行った。

「図表-5] 2002年時点のポイント制と通知の案



《年金個人情報の提供(通知)の具体例》

- ○全被保険者を対象として、定期的に(例:1年ごと)年金情報を提供 (通知)する仕組みを導入する。
 - -定年齢(例:25歳以上)の被保険者を対象とすることも考えられる
- ・段階的に通知対象者を拡大。
- 一定年齢ごとに通知の頻度を変えることも考えられる(例:40歳以 上の者は毎年、40歳未満の者は2年に1回)
- ○年金ポイント(直前1年間の実績及び累計総ポイント数)、現在の年金 加入期間、年金見込額等を通知する。
 - ・年金見込額として具体的に何を通知するかは、今後具体的に検 討する
 - (例)・現在障害になったと仮定した場合の障害年金額
 - ・過去のトレンドに沿って今後も年金ポイントが増加していくと仮 定した場合の老齢年金見込額
 - ・現在までに獲得した年金ポイントにより将来受給することがで きる老齢年金見込額

(資料)厚生労働省(2002)

その後、社会保険庁が2006年11月の意見募集 用に提示した定期便の案では、ポイント制の導 入は見送られ、保険料の納付額と年金見込額が 金額で示されることになった。なお、年金見込 額は、全年齢を対象にこれまでの加入実績に応 じた年金見込額が示され、加えて、50歳以上に は60歳まで加入し続けた場合の年金見込額が、 50歳未満には年金額早見表が示される案であっ た。募集した意見を受けて2007年2月の社会保 険事業運営評議会に示された案では、納付額や 見込額を1ページ目に移動したり、早見表を、 空欄に自記する計算シートに変えるなどの改善 が行われた(図表-6)。

「図表-6] 2007年2月時点の定期便案(抜粋)





(注) この図表はイメージを把握するのために掲載した。詳細は社会保険 庁ホームページを参照されたい。

2007年3月には、35歳向け定期便の送付が開 始された。60歳までに公的年金の受給資格を得 るためには、遅くとも35歳から保険料を納める 必要があるため、厚生労働省(2002)の段階か ら35歳向け通知が検討されていた。この定期便 は加入履歴のみだったが、全年齢向け定期便の 開始にあわせて、2008年4月からは年金見込額 も記される予定であった。

しかし、年金記録問題への国民の不安や批判 が高まり、政府は、(a)特別便(図表-7)の 2007年12月からの送付、(b)35歳向けおよび58歳 向け通知の中断、(c)全年齢向け送付の1年延 期、を決定した。この措置により年金見込額の 通知が1年遅れることになったが、加入履歴の 確認については、(a) 当初案では定期便をもとに 加入者自身が行う形になっていたものが、社会 保険庁側で一旦確認する形になった、(b)問題が 社会的になったことで通知を受け取ってからの 確認作業が周知された、(c)受給者にも送付され た、というメリットもあった。

「図表-7] 2007~2008年に送付された特別便



(注) 中略部分は筆者が加工

4――ねんきん定期便の解説・評価・活用法

そして、2009年4月から、当初計画の1年遅 れで全加入者向けの定期便がスタートした。本 節では、2009年度の定期便を解説するとともに、 その評価や活用法について触れていきたい。

(1) 全般

まず、内容物に触れる前に封筒に着目したい。 2006年度に先行実施された35歳向け通知や特別 便はA4サイズを3つ折りにした大きさだった が、2009年度の定期便はA4サイズの封筒に入

っている。また、特別便に未回答の場合には、 通常の水色とは異なるオレンジ色の封筒が使わ れており、注意喚起に一役買っている。

定期便の内容は、図表-8のとおりである。 特別便の目的は加入履歴の確認・整備であった が、定期便では老後の年金見込額など加入者の 生活設計のための情報提供が第1の目的となっ ている。それを示すように、50歳未満向けと50 歳以上向けの双方で、年金見込額が1ページ目 に記載されている。ただ、後述のように両者は 意味合いや計算の前提が異なっているので注意 が必要である。

特別便から引き続きの目的である加入履歴の 確認・整備については、2009年度は全加入者一 律に詳細な情報が提供されるが、経費効率の観 点から2010年以降は節目の年齢である35歳、45 歳、58歳到達者のみ詳細な情報が提供される。 そのため、2009年度の通知はきちんと保管する のがよいだろう。

[図表-8]「ねんきん定期便」の概要

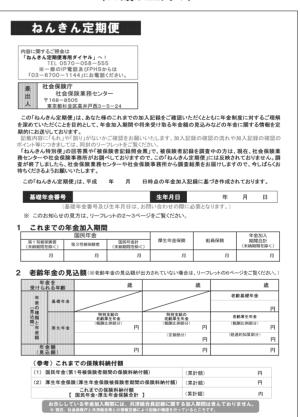
			4121	ねんきん定期便					
		ねんきん 特別便	50歳未満	50歳以上	受給中 (注1)				
対象者		被保険者 ·受給者	被保険者	被保険者	被保険者 (注1)				
送付時期		一定期間		毎年の誕生月 (1日生まれは前月)					
内容	金	既加入分の 年金見込額	なし	あり	なし	なし			
	見込短	裁定時の 年金見込額	なし	なし	あり	なし			
	額等	試算シート	なし	あり	なし	なし			
	च	過去の 保険料累計	なし	あり	ありあり				
		加入制度	あり)				
	ᄾ	勤務先	あり)				
	履	加入期間	あり	あり (注2)					
	歴	加入月数	あり	あり(注2)					
		月別保険料	なし)				
		月別報酬額	なし	あり(注3)					

- (注1) 働きながら年金を受給している場合など。
- (注2) 2009年度の全加入者と、2010年度以降の35歳、45歳、58歳到 達者のみ送付。
- (注3) 2009年度の全加入者と2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達 者は全加入期間分、それ以外は直近1年分のみ。

(2) 年金見込額

50歳以上向け通知には、これまでの加入履歴 に加えて、60歳まで現在と同じ給与をもらい続 けたと仮定して計算された金額が載っている。 このため、今後、給与が下がったり60歳まで働 かなかった場合には、記載の金額より減ること になる。50歳以上は、これまでの加入期間が長 いため若者ほど今後の給与の影響はないが、変 動することには留意が必要である。また、この 金額には厚生年金基金や公務員共済等から支給 される分、配偶者の有無などで変わる加給年金 や振替加算が含まれていない。そのため、該当 する場合には金額が増える。これらも合わせた 見込額が欲しいところだが、そこまで至ってい

[図表-9]「ねんきん定期便」の1ページ目 (50歳以上向け)



(50歳未満向け(抜粋))

2 これまでの加入実績に応じた年金額 (※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、リーフレットの7ページをご覧ください。)							
(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	PI					
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	Ħ					
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【 老齢基礎年金十老齢厚生年金 】	(年額)	PI					
◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計者	損は	円になります					

(注)50歳未満向けは、50歳以上向けと異なる部分を抜粋。

ないのが現状である。

一方、50歳未満向けの「これまでの実績に応 じた年金額」は、50歳以上向けと異なり、今後 の加入が計算基礎に含まれていない。将来の年 金額を知るには不十分だが、この欄を継続的に みることで、加入期間の増加が年金額の増加に つながっていることを実感できるだろう。

50歳未満の方が将来の年金額を知るツールと して、「将来の年金見込額をご自分で試算できま す」という試算シートが同封されている。これ までも類似のものが雑誌などに載っていたが、 個人の加入履歴が反映されているのが特長であ る。試算シートは基礎年金と厚生年金に分かれ ている。基礎年金は、これまで保険料の未納や 免除の期間がなく今後も保険料を納付し続ける 場合には、満額の年間約79万円と見込んで差し 支えない(注3)。一方、厚生年金の見込額には給 与が関係してくるため、個人ごとの計算が必要 である。試算シートの厚生年金部分(図表-10) のうち、これまでの加入実績に応じた年金額は、 予め計算式が示され年金額も印字されている。 今後の加入期間については、計算に必要な給与 (標準報酬) や乗率は印字済なので、今後の予定 加入期間、すなわち今から年金を受け取るまで に働く月数を記入して、これらを掛け算して試 算出来る。ただ、印字済の給与(標準報酬)は、 各人の標準報酬の2003年4月以降の平均値とな っている。このため、今後の給与の見込みがそ

「図表-10] 50歳未満向けの試算シート (計算例)

(老齢厚生年金の見込額の計算例) 現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。 平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額(おおむね、月絵十賞与の1/12)の実績は、373、596円ですが、 現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。 ※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。
◆ これまでの加入乗請に応じた年金額 平成15年2月までの 平成0歳年報酬月額 (月始のカント) 242,000円 × 7125 /1,000 × 48月 +
平成15年4月から現在までの平均の標準
海条前所能とおう つつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(おおむね、月給・青与のバワの平均額)にご 日 + ② = 1,292,100円 自身で置き換えて収入てください。 (注) 置き換えていただく平均の所得見込み額は、 福本管轄監に開めると聴、下側の限度整め範囲 内の全種で計事してください。
※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

の水準より増えるか減るかを考え、自身の予想 給与に置き換えて試算した方が現実的だろう。

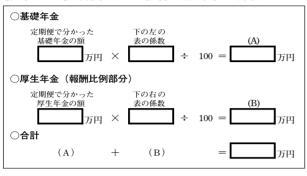
このように、50歳以上向けにせよ50歳未満向 けにせよ、印字されたものを見たり、試算シー トを使って計算することで、個人の加入履歴に 基づいた年金見込額を確認できる。しかし、こ れらの見込額は定期便が作成された年度の計算 方法に基づいた金額になっている。将来に受け 取る年金額は、今後の、(a)各人の給与や加入期 間、(b)日本全体の物価や賃金の上昇、(c)制度 変更、などによって変化するので注意が必要で ある。このうち、(a)は、試算シートを活用する 際に現在分かっている範囲で織り込むことがで きる。(b)は、確かに将来の額面(名目額)に影 響するが、生活設計のためには現在の価値(金 銭感覚)で評価できるよう、これらを織り込ま ない実質値で考える方が分かりやすいだろう。

(c)については、今後どのような改正がある かは予測不可能だが、すでに決まっている改正 は織り込んだ方が現実的だろう。ただ、すでに 決まっている改正といっても、2004年改正で導 入されたマクロ経済スライドや、2000年改正で 実施された物価スライドへの変更は、将来の経 済や人口の状況によって影響が変わってくる。 しかし、給付削減の仕組みがあることには違い ないので、例えば政府見通しの基本ケースに沿 うなどして削減を織り込んでみるのがよいだろ う。基本ケースを織り込むには、定期便で確認 した年金額に、年金の種類や生まれた年度、年 金の受取時期に応じた係数を掛ければよい(図 表一11) (注4)。

図表-12には計算例を示した。ここでは、 1964年度生まれ(1964年4月2日生まれの人と 同じ学年)で、定期便で確認した年金額が、基 礎年金79万円(基礎年金の満額)、厚生年金(報 酬比例部分) 129万円の合計約208万円の場合を 考える。この人が65歳の時に受け取る年金額は、

現在の価値でみて、基礎年金が約67万円 (=79 万円×85÷100)、厚生年金が約116万円 (=129 万円×90÷100) で、合計約183万円となる。85 歳の時は、基礎年金が約47万円(=79万円× 59÷100)、厚生年金が約93万円 (=129万円× 72÷100) で、合計約140万円となる。

[図表-11] 制度改正の影響を加味する方法



◆基礎年金						◆厚生年金(報酬比例部分)							
		65歳	手金を 70歳	受け耳 75歳	yる年 80歳	齢 85歳			65歳	年金を 70歳	受け耳 75歳	収る年 80歳	齢 85歳
	1944	100	93	84	75	67	_	1944	100	89	82	75	73
生	1944	97	89	78	69	63	生	1944	95	86	81	75	72
ま、	1954	92	83	73	65	59	ま	1954	90	83	77	72	72
れ	1959	88	79	70	62	59	れ	1959	90	83	77	72	72
た年	1964	85	75	67	62	59	た丘	1964	90	83	77	72	72
中度	1969	78	71	65	60	59	十度	1969	90	83	77	72	72
及	1974	74	68	63	59	59	及	1974	90	83	77	72	72

(注) 1974年度生まれ以降は、1974年度生まれと同じ。 (資料) 社会保障審議会年金部会資料(2009/5/26)より筆者が推計

[図表-12] 制度改正の影響を加味した例

◆前提 ・生まれた年度 196 ・ねんきん定期便で分かった基礎年金の額 75 ・ねんきん定期便で分かった厚生年金の額 12	万円
◆65歳のときに受け取る年金額	
○基礎年金 79 万円 × 85 ÷ 100 = 67	7 万円
○厚生年金(報酬比例部分)	
	= ~~~
(資料) 筆者推計	7711

(3) 加入履歴

過去の加入制度や勤務先、それに対応する加 入期間や加入月数を記載した「年金加入履歴| は、特別便や2003年度から実施された「年金加 入記録のお知らせ」と同じ形式である。加入者 は、この資料をもとに加入期間の漏れや誤りが ないかを確認することになる。1つ注意したい のは、この資料では公務員などの共済組合への 加入期間が、未加入期間と同様に扱われている 点である(注5)。年金受給資格の判定や年金額の 算定には月数だけ管理しておけばよいため、効 率化の観点からデータが連携されていないのか も知れないが、情報の統合を進めて欲しいと思 う。なお、前述のように、2009年度の「年金加 入履歴 は保管するのがよいだろう。

「図表-13」「年金加入履歴」シート



(注) 中略部分は筆者が加工

加入履歴に関する資料のうち、今回の定期便 から新たに追加されたのが、国民年金保険料の 月別の納付状況と、厚生年金の標準報酬と保険 料納付額の月別の状況である。国民年金保険料 の納付状況は、2005年に開始された「社会保険 料(国民年金保険料)控除証明書 のハガキに 当年の納付分が記載されていたものと同様であ る。しかし、厚生年金に関する情報は、1年間 に国民年金と厚生年金の両方の加入期間が混在 している場合を除き、これまで提供されてこな かった。厚生年金においては、悪質な事業主が 保険料負担を軽減するために標準報酬を過少に 申告するケースが指摘されており、加入者の年 金額に影響を与える問題となっている。特別便 で加入期間の漏れや誤りがなかった場合でも、 定期便を確認しておく必要があろう。これらの 月別状況は、2009年度の全加入者と、2010年度

以降の35歳、45歳、58歳到達者には全加入期間 分が送られるほか、それ以外の加入者にも直近 1年分が毎年送付される。年金記録問題では、 年金の受給手続きの時まで、記録管理を政府に 任せっきりにしていることが一因となったとい う指摘がある。今後は、1年毎に加入者自身が きちんと確認するのがよいだろう。

「図表-14] 月別状況の資料



(注) 中略部分は筆者が加丁

5---年金通知に関する実証研究

年金個人情報通知の効果については、いくつ かの実証研究が行われている。特別便や定期便 の開始前に行われた研究では、仮想的な年金通 知を使った実験が行われている。臼杵ほか (2005) は、国民年金の加入者を対象に6タイプ の仮想通知を提示し、(a)保険料と予測給付を知 らせると加入や納付の意志が高まる、(b)保険料 と給付については、年額ではなく生涯の総額を 知らせる方が効果がある、などを明らかにした。

臼杵ほか(2006)は、40代後半から50代前半 の男性の厚生年金加入者を対象に実施したグル ープ・ディスカッションをもとに仮想的な通知 を作成し、それに対する感想を50代前半の男性 厚生年金加入者を対象にアンケート調査してい

る。その結果、(a)将来の見込額は複数の仮定に 基づくものが望ましい、(b)年金見込額と年齢と の関係を表形式にする方がわかりやすい、(c) 受給資格を得た時点でその情報を送付されたい と考えている、(d)在職老齢年金の情報はその時 にならないと実感がわかない、などの知見を得 ている。

臼杵ほか(2008)は、30~40代の男性の厚生 年金加入者を対象に、通知送付群団と非送付群 団とを比較するWebアンケートを使った実験を 行い、(a)年金制度についての事実、制度改正の 目的や効果、制度を評価する視点を説明した通 知を送付することで制度への納得度が向上する、 (b)納得度の水準は、時間選好率、学歴、政府へ の信頼などと相関があり、通知による納得度の 改善効果には限界がある、(c)単に制度の仕組み など事実の記述だけでなく、制度改正の目的や 効果を評価する視点について説明(メッセージ) を加えたことで、納得度が向上する可能性があ る、などの知見を得ている。

四方ほか(2009)は、国民年金の第1号被保険 者を全国規模で割り当てた大規模なWeb調査で、 画面上で満額の年金年額を通知した群団と非通 知群団との意識の差を比較している。その結果、 (a) もともと給付額を高く予想していた場合は、 年金額の通知によって支払ってもよいと思う保 険料の水準が低くなるが、(b)通知そのものは支 払ってもよいと思う保険料の水準を高める効果 があること、を明らかにした。

現実の年金通知を対象にした実証研究は、現 在までのところ存在しない模様である。ここで は、筆者らが個人の資産選択に関する調査を行 った際に盛り込んだ、特別便に関する設問の分 析結果を紹介する。今回の調査は、30~40代の 男性会社員を対象に、Web形式で2009年2月に 実施した。年金通知に関する設問は、(a)通知と の接触度に関する複数の設問と、(b)特別便を読

んで自身の老後のための資金についてどの程度 考えたか、の2種類とした。その他、老後の年 金額の予想水準や、その変動幅の予測なども尋 ねた。その結果、通知との接触度が高いほど、 通知を読んだ後に老後についてよく考える傾向 が見られた(図表-15)。一方、通知との接触度 と、年金額の予想水準や変動予測との有意な関 係は見られなかった。これらの結果から、特別 便を読むことが老後について考える機会を提供 している可能性が読み取れる(注6)。

[図表-15]「ねんきん特別便」効果の分析結果

		老後資金について、どの程度、具体的に考えたか							
		サンプル 数	1かな り考え た	2わり と考え た	3 どち らかと いえば	4 どち らかと いえば	5あま り考え なかっ	6ほと んど考 えな	7考え たかど うか、
					考えた	考えな かった	た	かった	忘れた
	しっかり読んだ	100	9%	21%	30%	13%	8%	15%	4%
通知との接触度	一通り読んで 回答した	450	8%	14%	23%	15%	19%	15%	5%
	一通り読んだが 回答せず	96	2%	15%	22%	22%	16%	18%	6%
	ザッと読んだ	82	1%	9%	16%	18%	22%	23%	11%
	開封しただけ ・開封せず	29	7%	10%	10%	3%	7%	34%	28%

(資料)筆者らの調査結果から作成(本文参照)

6---今後の課題

ここまで見てきたように、年金個人情報に関 する政府の姿勢は、従来の受動的・消極的な照 会応答から、能動的・積極的な通知へとシフト してきている。この動きは年金記録問題が指摘 される以前から始まっていたが、年金記録を整 備するための特別便で注目を集めるようになっ た。特別便を作成・発送するために当初の計画 から1年遅れたが、2009年4月から定期便がス タートし、来年度以降も継続されて、日本でも 年金通知が定着していくものと思われる。

定期便は、当初案のポイント表示から金額表 示への修正、これまで納付した保険料の記載、 通知を受け取った人からの照会受付体制の充実、 など評価すべき点が多い。定期便自体の残され た課題には、(a)今後予定されている制度改正の 織り込み、(b)年金制度の意義や仕組み、メリッ トの伝達、(c)内容や表示方法の継続的な見直 し、が挙げられる。(a)は、すでに本文中で指摘 したとおりである。(b)は、前述の臼杵ほか (2008) で納得度が向上する効果が確認されてお り、2006年に先行実施された35歳向け定期便に は、制度の概要や受給資格の要件、障害年金や 遺族年金の存在、生きている限り受け取れるこ と、が掲載されていた。最近の通知では割愛さ れているようだが、復活を期待したい。(c)は、 例えば公務員などの共済組合と記録や通知の統 合を進めたり、国民年金と厚生年金の加入履歴 資料を統合して見やすくするなどが考えられる。 スウェーデンでは、毎年、少数への聞き取りと 多数へのアンケートを組み合わせて、通知の読 みやすさや効果、改善点を調査している。その 結果、運営機関が異なるためにページが分かれ ていたものが1ページにまとめられるなどの改 善が行われている。

また、通知以外も含めた視点では、(a)通知の 開封や活用を促す広報、(b)近年検討されてきた 「社会保障カード」(注7) や、民主党が政権公約で 打ち出した「年金通帳」との機能分担、などが 課題である。(a)は、先行研究でも明らかなよう に、年金通知を読んでもらえれば老後準備や制 度理解の効果が期待できるが、読んでもらうた めの工夫(注8)や読んだ後の具体的な行動を促す 工夫が必要だろう。スウェーデンやドイツの政 府は、公的年金にとどまらず、高齢期の所得保 障全体を政策課題に挙げ、年金通知を私的な老 後準備を促す手段と位置づけている。日本政府 にその視点はまだないようだが、公的年金の削 減とセットで考えていくべき課題であろう。

(b) については、カードや通帳によって、加 入履歴や年金見込額を身近に確認できるように なる点は評価できる。しかし、通知が政府の能 動的な行動であるのに対し、カードや通帳は受 動的な照会応答となる点に注意が必要である。 仮に定期便の代替としてカードや通帳を導入す ることになれば、政府からの能動的な情報提供 がなくなってしまう。また、通帳という形態は、 銀行取引における通帳が使えないコンビニエン ス・ストアのATMや通帳無し口座の普及、機 械的な制約によって提供される情報が限定され る点、などを考えると、新たなレガシーシス テム(注9)となる懸念がある。そこで、定期便の 代替ではなく、「年金個人情報提供サービス」や 「年金見込額照会」の一媒体として定期便と併存 してはどうだろうか。現在、「年金個人情報提供 サービス はパソコンからしか利用できないた め、パソコンが身近でない加入者は電話や窓口 で照会するしかない。利用できるATMが多け れば、電話や窓口よりもカードや通帳の方が利 便性は高いかも知れない。また、近年は記録の 統合や通知の整備が優先されたためか、「年金個 人情報提供サービス | や「年金見込額照会」が 分立しているなど、照会応答体制の整理が十分 でない。既存の仕組みとの役割分担を考えなが ら、有用で効率的な仕組みを期待したい。

<参考文献>

- 石渡登志喜(2007),『年金画面・通知書類の見方・読み 方』, 日本法令.
- 臼杵政治(2005)、「海外における被保険者への情報提供 の状況 | 、『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関 する情報を各人に提供する仕組みに関する研究 平成16 年度総括研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推 進事業), pp.129-150, 259-319,
- http://www.nli-research.co.jp/project2/pension_forum/. 臼杵政治・中嶋邦夫・北村智紀 (2005), 「保険料と受給 額を知らせる通知のタイプ別の効果:実験による検証 |. 『個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を 各人に提供する仕組みに関する研究 平成16年度総括 研究報告書』(厚生労働科学研究費政策科学推進事業). pp.77-105.
- 臼杵政治・中嶋邦夫・北村智紀 (2008), 「厚生年金制度 に関する通知の送付とその効果 | 『季刊・社会保障研

- 究』, Vol.44, No.2, pp.234-251.
- 臼杵政治・中嶋邦夫・北村智紀(2006), 「公的年金の給 付と負担に関する通知の効果と課題 | 『年金と経済』 (年金総合研究センター), Vol.25 No.1, pp.39-48.
- 四方理人・駒村康平・稲垣誠一・小林哲郎 (2009), 「国 民年金納付者行動と年金額通知効果の統計分析 | RC SSディスカッションペーパーシリーズ, 第82号.
- 中嶋邦夫 (2009), 「年金情報通知による参加インセンテ ィブの向上策」, 駒村康平編『年金を選択する:参加イ ンセンティブから考える』,慶應義塾大学出版会.
- (注1) 制度および制度の運営者に対する信頼が必要なことは、 賦課方式であっても積立方式であっても変わらない。
- (注2) 各国の通知については、臼杵(2005) や中嶋(2009) を 参照。
- (注3) 20歳から就職までの間に国民年金に非加入の場合は、満 額を受給するために60歳以降も継続加入するか、非加入 1年当たり約2万円減額された年金額を受給することに なる。
- (注4) 図表-11の表は、厚生労働省の公表資料を使って計算し たが、資料の制約から、生まれた年度や年齢が5年刻み になっている。中間の生まれ年や年齢での年金水準を推 計する際には、前後から係数を類推していただきたい。
- (注5) ねんきん定期便に同封されているリーフレットにはこの ような注意書きがあるが、筆者が実際に拝見した「ねん きん特別便」や定期便には共済の加入時期が記載されて いるものもあった。
- (注6) 逆に、もともと老後資金について考えたいと思っていた 人が、「ねんきん特別便」をしっかり読んだ可能性もあ る。今回の結果からは、因果関係の方向ははっきりしな 11
- (注7) 2009年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分け第2W Gでは、「予算計上見送り」とされた。
- (注8) スウェーデンでは、全員分の年金通知を一度に発送して いるため、送付時に新聞広告を出すなど周知キャンペー ンを実施している。日本では誕生月ごとに、かつ月内に ついても順次発送しているため同様の措置はとりにくい。 しかし、例えば各月の発送日を統一すれば、同様のキャ ンペーンが可能かも知れない。
- (注9) レガシーシステムとは、時代遅れの古いシステムを指す。 現在の社会保険庁の記録管理システムは、レガシーシス テムであると批判されている。